

現場環境改善費の熱中症（防寒）対策に関する費用計上の留意事項について

令和 7 年 7 月 1 日
技術企画課

1 留意事項

- ① 熱中症（防寒）対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- ② 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- ③ 現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認すること。
- ④ 施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

2 熱中症（防寒）対策の取扱い

現場環境改善費（共通仮設費）の熱中症（防寒）対策・・・主に現場の施設や設備に対する熱中症対策

例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、ミストファン

なお、現場管理費の熱中症対策・・・主に作業員個人に対する熱中症対策

例：塩飴、経口補水液、空調服

担当 技術基準担当

電話 0985-26-7047 (内線 6942)